

令和7年第12回弘前市教育委員会会議録

日時 令和7年12月18日(木)

午後3時～午後4時20分

場所 岩木庁舎2階 会議室3

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告・議案の審議
 - 報告第12号 臨時代理の報告について（令和7年度教育費補正予算案に対する意見申出について）
 - 報告第13号 臨時代理の報告について（弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）
 - 報告第14号 臨時代理の報告について（弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）
 - 議案第22号 弘前市指定文化財の指定について
 - 報告第15号 臨時代理の報告について（令和8年度教育費予算案に対する意見申出について）
 - 議案第23号 県費負担教職員の懲戒処分について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席者

1番 吉田 健 教育長、2番 伊東 重豪 委員、3番 齋藤 由紀子 委員、
4番 日景 弥生 委員、5番 村谷 要 委員

◇欠席者

なし

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長兼博物館長 森岡 欽吾、学校教育推進監 福田 真実、

教育総務課長 高谷 由美子、学校整備課長 安田 広記、
学務健康課長 原 直美、学校指導課長 工藤 利彦、
教育センター所長補佐 佐藤 久美子、生涯学習課長 中川 元伸、
中央公民館長 高森 紀之、高岡の森弘前藩歴史館長 熊谷 義昭、
文化財課長 石岡 博之

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 中村 ゆかり、教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳
教育総務課総務係主査 中道 健郎

午後３時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和７年第１２回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は５名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に４番 日景 弥生 委員と５番 村谷 要 委員を指名いたします。

会期は本日１日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日１日といたします。

本日の案件は、報告が４件、議案が１件となっております。報告第１５号は令和８年度予算の成立課程における案件であることから、弘前市教育委員会会議規則第１２条第１項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますがいかがでしょうか

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、報告第１５号は非公開で審議することといたします。

・報告第１２号

○教育長（吉田 健） 報告第１２号 臨時代理の報告、令和７年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（高谷由美子） 報告第１２号 臨時代理の報告について、ご説明申し上げます。本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、令和７年度教育費補正予算案に対する意見を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関

する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したことから、同条第3項の規定により報告するものであります。

それでは、令和7年度教育費補正予算案について、ご説明いたします。最初に歳出からご説明いたします。

まず、10款2項小学校費1目学校管理費及び3項中学校費1目学校管理費は、小中学校の電気料並びに燃料費の物価高騰による不足分の追加及び自動音声メッセージ機能付き電話の設置業務委託料の追加として、小学校費3千807万6千円、中学校費2千42万2千円の、合わせて5千849万8千円を計上するものです。

次に、10款4項社会教育費1目社会教育総務費は、総合学習センターの燃料費の物価高騰による不足分の追加として、133万9千円を計上するものです。

以上、合計5千983万7千円を増額し、教育委員会が所管する教育費の合計を67億1千792万円とするものです。

続いて歳入についてご説明いたします。

17款2項8目教育費県補助金は、自動音声メッセージ機能付き電話の設置業務委託に係る補助金として、小・中学校合わせて178万8千円を計上するものです。

続いて、繰越明許費についてご説明します。

繰越明許費は地方自治法第213条の規定により、歳出予算で年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができると定められているもので、小学校屋内運動場暖房機器更新事業について、事業費を令和8年度に繰り越して使用することができるよう設定するものであります。

説明は以上となります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第12号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第12号は承認されました。

・報告第13号

○教育長（吉田 健） 報告第13号 臨時代理の報告、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（高谷由美子） 報告第13号 臨時代理の報告について、ご説明い

たします。本報告は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するなど、所要の改正をするため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。

改正の内容についてご説明いたします。本条例は教育委員会事務局の教育関係職員に適用する給料表を別表の通り改正するものであります。別表の、ア 教育職給料表(1)は、高等学校の教諭等から指導主事となった職員に、イ 教育職給料表(2)は、小中学校の教諭等から指導主事となった職員、及び幼児ことばの指導員等に適用される給料表でありまして、現在高等学校の教諭等から指導主事となっている者はいないため、現行の教育関係職員は、すべて イ 教育職給料表(2)の適用を受けるものであります。本条例の対象となる職員は、学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、教育総務課総括主幹兼管理主事、学校指導課の課長補佐、指導主事、幼児ことばの指導員、そして会計年度任用職員の教育指導員、教育相談員、及び幼児言葉の指導助手です。

今回の改正は、若年層に重点を置きつつ、そのほかの職員も、昨年を上回る引き上げの改定で、給料表の給料月額を8,700円から、14,100円の幅で引き上げるものであります。なお、改正の影響を受ける教育関係職員は、再任用職員1名を含む、正職員19名と会計年度任用職員13名の計32名となります。最後のページにある附則において改正後の別表の規定は令和7年4月1日に遡って適用する旨や、既に支給された給与は、改正後の規定により内払いとみなして、本条例により発生する差額分を支給する旨などを規定しております。

説明は以上となります。

○教育長(吉田 健) ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) 報告第13号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、報告第13号は承認されました。

・報告第14号

○教育長(吉田 健) 報告第14号 臨時代理の報告、弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○博物館長補佐(川村快之) 報告第14号につきまして、ご説明いたします。本報

告は、弘前市立博物館及び高岡の森弘前藩歴史館の観覧料を無料とする者の範囲を拡大するなど、所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等のに関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したことから、同条第3項の規定により報告するものであります。

それでは本案の改正内容についてご説明させていただきます。本案は、博物館法の改正により、従来の社会教育施設としての役割に加え、観光やまちづくりとも連携することにより、地域社会へ貢献することが博物館の努力義務とされたことなどを踏まえ、博物館及び高岡の森弘前藩歴史館においても、地域に愛着と誇りを持った未来を担う人材の育成などを図るため、大学生以下の観覧料を無償化し、併せて、今般の急激な物価高騰及びこれまでの利用実績を踏まえた料金体系の見直しを図るものであります。

新たな料金体系につきましては、この資料の表の中の色付き部分が今回の改正部分となります。博物館・歴史館とも、現在は未就学児と市内の小中学生が無料で、市外の小中学生が100円、高校生・大学生が150円となっており、カッコの金額はそれぞれ20名以上で適用となる団体料金であります。これを、市外も含めたすべての小・中学生並びに高校・大学生まで無料とする範囲を拡大し、子どもから大学生まで継続して両館で学ぶ環境を提供したいと考えております。

そして、博物館の一般観覧料につきましては、この大学生以下までの無料化による観覧料収入の減少と今般の物価高騰を踏まえ、現行の300円から、500円に変更することといたします。ただし、市内の方につきましては、当市の未来を担う人材の育成や、自分たちの町に対する更なる関心向上を図る目的から、従来どおり300円に据え置くことといたします。なお、歴史館におきましては、博物館に比べ、施設や展示の規模が小さいこと等を考慮し、現行の300円のまま据え置くことといたします。

続きまして、カッコ書き部分の団体料金につきましては、昨年度の利用実績が、博物館にあっては10年前の平成27年度と比較して3分の1以下、歴史館にあっては平成30年度のオープン時と比較して10分の1程度で、極めて少ない状況となっており、同じく、両館の周遊を目的として歴史館の開館と併せて導入した2館共通券につきましても、利用実績が極めて少なく、加えて、それぞれの館で時期によって使用できないなど、利便性の問題が度々生じていたことなどを踏まえ、廃止することといたします。

最後に、今回の観覧料の改正に加えまして、これまで両館の管理運営規則にのみ規定のあった写真撮影等の「特別利用」に係る申請及び許可行為につきましても、条例上に根拠規定を置くこととし、これに伴う字句の整理を行うものであり、これらを含む本案の改正施行日は令和8年4月1日と定めております。

説明は以上でございます。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、報告第14号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第14号は承認されました。

・議案第22号

○教育長（吉田 健） 議案第22号 弘前市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（石岡博之） 議案第22号 弘前市指定文化財の指定について、ご説明申し上げます。提案理由は、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、同項第1号に規定する弘前市指定有形文化財に指定しようとするものです。同条例第5条に基づき指定の可否について弘前市文化財審議委員に諮問したところ、11月9日付で市の文化財の指定に値すると答申があったものです。

文化財の種類につきましては、有形文化財の事項名の内、絵画であります。今回指定しようとするものは、長勝寺所蔵の「絹本著色津軽為信・信枚・信義像」「紙本著色仙桃院像 附 紙本著色仙桃院像（模本）」「絹本著色満天姫像」「紙本著色津軽信著像」、そして弘前市博物館所蔵の「絹本著色津軽寧親像」となります。これらは弘前の藩主、津軽家の歴代の藩主と正室を描いたものでございます。いずれも狩野派の絵師によるもので、歴代藩主の肖像として、美術品としての評価もさることながら、津軽家の歴史を物語る上でも重要であり、特に満天姫像は製作が近世初期と考えられ、当時流行した様式を伝える、江戸時代初期の婦人肖像画の中でも優れた作品であると言えます。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、議案第22号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号は可決されました。

・報告第15号

○教育長（吉田 健） 報告第15号 臨時代理の報告、令和8年度教育費予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

(非公開で審議 — 原案どおり承認)

○教育長(吉田 健) 以上で予定していた案件の審議は終了いたしました。緊急に議決を必要とする議案として、議案第23号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について、1件追加いたします。この案件は教職員に係る人事に関する事項であることから、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないことといたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認め、議案第23号も非公開で審議いたします。

・議案第23号

○教育長(吉田 健) 議案第23号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について、事務局から説明をお願いします。

(非公開で審議 — 原案どおり可決)

○教育長(吉田 健) 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年第12回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後4時20分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

署名者 日 景 弥 生

署名者 村 谷 要